

# 森林・林業再生プラン

～コンクリート社会から木の社会へ～

平成21年12月25日

農 林 水 産 省

## 目 次

I. 新たな森林・林業政策の基本的考え方	1
1. 基本認識	
2. 3つの基本理念	
II. 目指すべき姿	3
III. 検討事項	3
1. 林業経営・技術の高度化	
(1) 路網・作業システム	
(2) 日本型フォレスター制度の創設・技術者等育成体制の整備	
(3) 森林組合改革・民間事業体サポート	
2. 森林資源の活用	
(1) 国産材の加工・流通構造	
(2) 木材利用の拡大	
3. 制度面での改革、予算	
(1) 森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化	
(2) 伐採・更新のルール整備	
(3) 木材利用の拡大に向けた制度等の検討	
(4) 国有林の技術力を活かしたセーフティネット	
(5) 補助金・予算の見直し	
IV. 推進体制	7
V. 主体別の果たす役割について	7

本プランは、緊急雇用対策（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）を受け作成したものです。

# I. 新たな森林・林業政策の基本的考え方

## 1. 基本認識

- 我が国においては、戦後植林した人工林資源が利用可能な段階に入りつつある。しかしながら、国内の林業は路網整備や施業の集約化の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の林業への関心は低下している。また、相続などにより、自らの所有すら意識しない森林所有者の増加が懸念され、森林の適正な管理に支障を来すことも危惧される状況にある。
- 一方、世界的な木材需要の増加、資源ナショナリズムの高まり、為替の動向などを背景として外材輸入の先行きは不透明さを増している。また、木材を化石資源の代わりに、マテリアルやエネルギーとして利用し地球温暖化防止に貢献することや、資材をコンクリートなどから環境にやさしい木材に転換することにより低炭素社会づくりを進めることなど、木材利用の拡大に対する期待も高まっている。
- このような状況を踏まえ、今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針となる「森林・林業再生プラン」を作成する。

## **2. 3つの基本理念**

以下の3つの基本理念の下、木材などの森林資源を最大限活用し、雇用・環境にも貢献するよう、我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換する。

### **理念1：森林の有する多面的機能の持続的発揮**

森林・林業に関わる人材育成を強化するとともに、森林所有者の林業への関心を呼び戻し、森林の適切な整備・保全を通じて、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性保全、木材生産など森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保する。

### **理念2：林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生**

林業・木材産業を環境をベースとした我が国の成長戦略の中に位置づけ、木材の安定供給体制を確立するとともに、川下での加工・流通体制を整備し、山村地域における雇用への貢献を図る。

### **理念3：木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献**

木材をマテリアルからエネルギーまで多段階に利用することにより、化石資源の使用削減に貢献し、低炭素社会の実現に貢献する。また、木材利用の拡大が、林業・山村の活性化、森林の適切な整備・保全の推進につながっていくことの国民理解の醸成に取り組む。

## Ⅱ. 目指すべき姿

10年後の木材自給率50%以上

## Ⅲ. 検討事項

### 1. 林業経営・技術の高度化

#### (1) 路網・作業システム

(目的)

森林の整備や木材生産の効率化に必要な、路網と林業機械を組み合わせた作業システムの導入。

(検討事項)

- ・ 低コストで崩れにくい作業道などを主体とした路網整備の加速化に向けて必要な、地域の条件に応じた路網作設技術の確立
- ・ 先進的な林業機械の導入・改良や効率的な作業システムの構築・普及・定着

#### (2) 日本型フォレスター制度の創設・技術者等育成体制の整備

(目的)

森林の有する多面的機能の持続的発揮や効率的な林業経営の推進に必要な技術及び知識を持った人材の育成。

(検討事項)

- ・ 戦略的・体系的に人材を育成するための「人材育成マスタープラン」の作成
- ・ 「日本型フォレスター」、森林施業プランナー、路網設計者など森林・林業に係る現場技術者の育成及び活用

- ・ 路網作設オペレーターなど現場技能者の育成及び活用

### **(3) 森林組合改革・民間事業者サポート**

(目的)

木材の安定供給を通じた森林・林業の再生に向け不可欠な、担い手の育成や森林施業の集約化などの基盤整備。

(検討事項)

- ・ 地域の森林管理の主体としての森林組合の役割の明確化、員外利用の厳格化と経営内容の透明性の確保、民間事業者の育成
- ・ 「森林施業プランナー」による提案型集約化施業の推進

## **2. 森林資源の活用**

### **(1) 国産材の加工・流通構造**

(目的)

森林から産出される木材を最大限に活用するための、国内の加工・流通構造の改革。

(検討事項)

- ・ 外材主体の製材工場の国産材への原料転換の促進、質・量ともに、外材に負けない効率的な加工・流通体制の整備
- ・ 大ロット需要先や「梁」、「桁」、「集成材用ラミナ」など従来国産材の利用が少ない用途に対する国産材製品の供給体制の整備
- ・ 木材利用の多角化や新たな木質部材開発に向けた研究・技術開発の推進

## **(2) 木材利用の拡大**

(目的)

地球温暖化防止への貢献やコンクリート社会から木の社会への転換を実現するための木材利用の拡大。

(検討事項)

- ・ 地域材住宅の推進とそれを支える木造技術の標準化、木造設計を担える人材の育成、公共建築物などへの木材利用の推進
- ・ 経営的・技術的に整合のとれた木質バイオマス利用の仕組みづくりと着実な普及体制の整備、研究・技術開発の推進等
- ・ 木材利用に係る環境貢献度の「見える化」などによる国産材の信頼性の向上

## **3. 制度面での改革、予算**

### **(1) 森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化**

(目的)

森林・林業の再生を確実なものとするための、制度面での改革、予算の検討。

(検討事項)

- ・ 森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保するために必要な森林資源情報の的確な把握及び政策立案・評価への積極的な活用
- ・ 森林計画により森林所有者等の適切な森林経営を誘導するなどの取組の強化
- ・ 森林所有者等に対する、適切な森林経営の義務づけと間伐等の森林整備を実施する上でのサポートのあり方に

ついて一体的に検討

- ・ 木材生産と生物多様性保全などの公益的機能が調和した実効性ある森林計画とするための森林計画制度の見直しについて検討
- ・ 「日本型フォレスター」の活用のあり方の検討
- ・ 意欲のある森林所有者等への経営の集中化の促進
- ・ 森林の境界確定の推進と集約化施業や路網整備に係る同意取付の円滑化に向けたルールの検討
- ・ 施業の進まない森林に対するセーフティネット（公的森林整備）のあり方の検討

## **（２）伐採・更新のルール整備**

（目的）

森林資源の持続的かつ循環的な利用の確保。

（検討事項）

- ・ 大規模な皆伐の抑止や伐採跡地への植林の確保に必要な仕組みの検討

## **（３）木材利用の拡大に向けた制度等の検討**

（目的）

木材の確実な利用拡大。

（検討事項）

- ・ 公共建築物などにおける木材利用の義務化や石炭火力発電所における石炭と木質燃料の混合利用に向けた枠組みについて関係省庁と連携しつつ検討

## **（４）国有林の技術力を活かしたセーフティネット**

（目的）

国民共通の財産である国有林の技術力の活用。

（検討事項）

- ・ 公益重視の管理経営のより一層の推進、民有林への指



導やサポート、森林・林業政策への貢献を行うとともに、そのために組織・事業の全てを一般会計に移行することを検討

## **(5) 補助金・予算の見直し**

(目的)

施策の目的の着実な達成に向けた所要の見直し。

(検討事項)

- ・ 現場の実情・要請などを踏まえた補助金の見直し・メニューの簡素化
- ・ 制度面での改革と併せた予算の見直し
- ・ 路網・作業システムを普及するための補助要件見直し

## **IV. 推進体制**

農林水産大臣は、本プランを着実に推進するため、農林水産省内に、農林水産大臣を本部長とする「森林・林業再生プラン推進本部」を設置する。また、推進本部の下に、制度面、実践面それぞれの具体的な対策の検討を行うための、外部の有識者なども含めた検討委員会を立ち上げる。

なお、実施面における取組については、検討委員会の議論を踏まえ、順次、対策を実行に移す。

また、制度面の検討については、森林・林業基本計画の見直し（平成22年度末までを目途）に反映させるとともに、必要な法制度の見直しについても検討する。

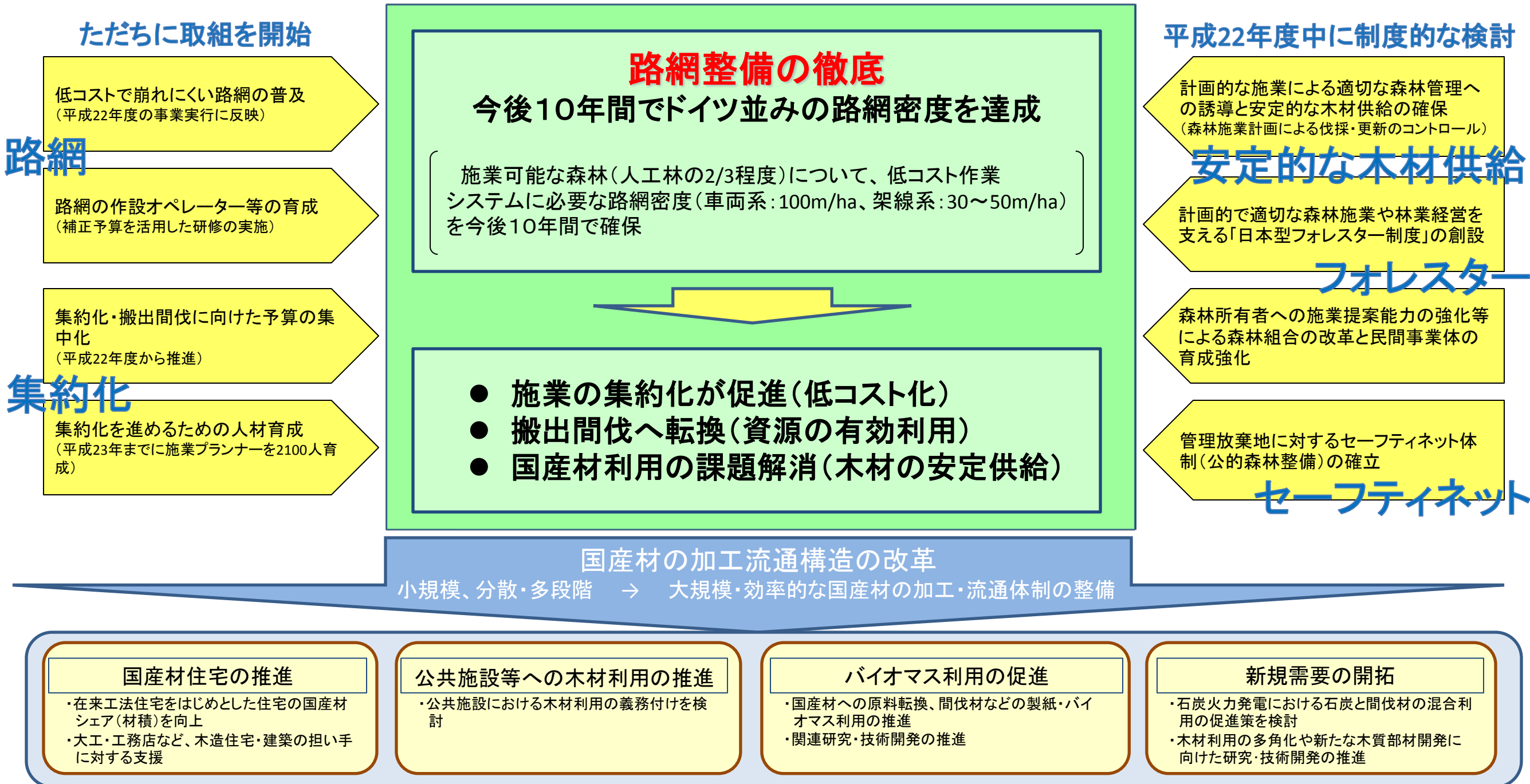
## **V. 主体別の果たす役割について**

森林・林業の再生を図るためには、国、地方公共団体、森林組合・林業事業体・森林所有者が、森林・林業基本法に示されたそれぞれの役割を確認し、相互に連携して取組を進めることが重要である。

# 森林・林業再生プラン(イメージ図)

- 強い林業の再生に向け、**路網整備**や**人材育成**など集中的に整備し、今後、10年以内に外材に打ち勝つ国内林業の基盤を確立
- 山元へ利益を還元するシステムを構築し、**やる気のある森林所有者・林業事業体を育成**するとともに、林業・木材産業を地域産業として再生
- 木材の安定供給体制を構築し、**外材からの需要を取り返して**、強い木材産業を確立
- **低炭素社会づくり**に向け、我が国の社会構造を「**コンクリート社会から木の社会**」に転換

## 《木材の安定供給体制を構築し、儲かる林業を実現》



～ コンクリート社会から木の社会へ 木材自給率50% 低炭素社会の実現 ～

森林・林業基本政策検討委員会 最終とりまとめ

# 森林・林業の再生に向けた改革の姿 (案)

平成22年11月

森林・林業基本政策検討委員会

(別表)

# 森林・林業再生プラン実行プログラム(工程表)

H23年度

H24年度

H25年度

5年後(H27年度)

10年後(H32年度)

PDCA

毎年、実施状況の評価・検証を実施

## 1. 森林計画

国 (次期通常国会)

森林法改正法案

森林・林業基本計画と全国森林計画の一体的策定

・伐採や更新の考え方・基準の策定  
・地域主導の森林の区分制度の創設

都道府県

地域森林計画の一斉変更又は樹立

改正法の施行

新しい計画の始期  
・皆伐や更新の考え方・基準の明確化  
・生物多様性の保全

地域森林計画の樹立

地域森林計画の樹立

地域森林計画の樹立

市町村

(准)フォレスターによる支援

市町村森林整備計画の一斉変更又は樹立

市町村森林整備計画の樹立

市町村森林整備計画の樹立

市町村森林整備計画の樹立

森林所有者等

森林施業プランナーによる集約化・合意形成の推進、H24年度からは森林施業プランナーが中心となって森林経営計画(仮称)を作成

森林経営計画(仮称)の認定開始  
(移行期間内に森林施業計画から順次移行)

伐採・更新ルールを定め、遵守しない場合は、行政命令を発出

特定受託者(仮称)による集約化、間伐が必要な森林における施業代行

森林管理・環境保全直接支払制度の創設  
間伐は集約化した搬出間伐に助成を限定

助成対象を森林経営計画の作成者に一本化

標準工程の見直し

公益的機能発揮を確保するため公的主体による多様な森林の整備を推進

里山等の森林経営計画(仮称)の対象森林に取り込み計画的な利用を確保

レポートの実施

森林・林業基本計画及び全国森林計画の達成状況

木材自給率  
50%以上

全ての民有林で施業集約化が進み、持続的な森林経営と計画的な施業が定着

造林未済地の解消

## 2. 適切な森林施業

# 森林・林業再生プラン実行プログラム(工程表)

H23年度

H24年度

H25年度

5年後(H27年度)

10年後(H32年度)

## 3. 低コスト化

### 施業集約化の推進

森林管理・環境保全直接支払制度(ソフト)の創設

施業集約化への支援に係る事業制度や単価の見直しを図りつつ、施業集約化を推進

民有林・国有林が一体となった森林共同施業団地の設定を推進

### 路網基準や整備方針の明確化

「林業専用道作設指針」、「森林作業道作設指針」の普及

技術的知見を収集・蓄積及び「指針」を点検・見直し

### 路網開設等に必要の人材の育成や路網整備の加速化に向けた支援

路網開設に必要な人材を確保・育成 (~H25年度まで5千人)

「林業専用道作設指針」、「森林作業道作設指針」に基づき、路網整備を加速化

### 機械化の推進等

合理的な林業機械作業システムの指針作成

路網整備と併せた合理的な林業機械作業システムの普及

## 4. 林業事業体の育成

### 持続的な森林経営を担う森林組合改革、林業事業体の育成

森林組合は、系統運動方針に基づき、施業集約化、合意形成、森林経営計画(仮称)の作成を最優先の業務として取組を推進

系統や都道府県の意見を聞きながら、本業優先の判断に当たってのガイドライン・基準を作成

本業優先のルール・仕組みの導入

実行を重ねることで、本業優先の具体の判断基準をより明確化

森林組合会計の見直し・情報公開を系統において周知・普及

見直し後の会計仕組みによる会計事務の導入、情報公開を推進

流域や市町村を単位とした将来事業量を明確にする仕組みの導入

林業事業体の人事管理マニュアル、チェックリストの作成、配布

### イコールフットिंगの確保

ア. 施業集約化に向けた合意形成・計画づくりの段階でのイコールフットिंगの確保

都道府県や市町村による、集約化に必要な森林簿やその他の情報の提供を促進

イ. 計画に従った事業実行段階でのイコールフットिंगの確保

事業実行者の選択結果や理由の透明性を確保し、森林所有者等への説明責任を果たす仕組みの具体策の検討

事業実行者の選択結果や理由の透明性を確保し、森林所有者等への説明責任を果たす仕組みの導入

林業事業体の登録・評価の仕組みの具体策の検討

林業事業体の登録・評価の仕組みの導入

ソフトの実施

路網整備、集約化の推進により、低コスト作業システムが確立

コストの低減と間伐収入とが相まって補助なしでも間伐が可能

森林組合員の所有森林で森林経営計画(仮称)100%樹立  
施業集約化を主体とした森林組合の体制の確立  
林業事業体での人事管理体制の確立、現場技術者・技能者の待遇改善  
集約化に必要な情報の蓄積  
事業実行の効率化、透明化の浸透

# 森林・林業再生プラン実行プログラム(工程表)

H23年度

H24年度

H25年度

5年後(H27年度)

10年後(H32年度)

## 5. 国産材の加工・流通・利用

### 質・量ともに輸入材に対抗できる効率的な加工・流通体制の整備

物流拠点間のネットワーク等による大口需要に対応できる安定供給体制の構築

中間土場などのストックヤード機能(集積・仕分け)や大型トレーラーを活用した原木流通の低コスト化・効率化

乾燥材、JAS製品など品質、性能の確かな製品をハウスメーカー等の大口需要者へ安定的に供給できる加工体制の構築

・フォレスター、施業プランナーなどとの連携強化

・森林経営計画(仮称)の策定などによる供給量増加に対応した加工・流通体制の一層の強化(協定の締結等)

国産材利用拡大に向けた製材品、集成材、合板などに関する技術開発・普及

間伐材をはじめとする国産材チップの供給体制の整備

間伐材・広葉樹材チップの供給拡大

民有林・国有林の連携強化による国産材の安定供給体制を構築

### 木材利用の拡大

公共建築物木材利用促進法に基づき、国が率先して公共建築物における木材利用の推進  
都道府県、市町村に同法に基づく方針作成の働きかけ、公共建築物における地域材利用への支援

地域の製材工場と工務店の連携による住宅づくり、耐火部材等の製品開発・普及、土木用資材・生活用品等への国産材利用を推進

再生可能エネルギー全量買取制度導入に向け、木質バイオマス利用促進方策の構築

再生可能エネルギーの全量買取制度による木質バイオマス利用の促進

木質バイオマス等、木材の利用拡大のため新たな用途の研究・技術開発を推進

戦略的な木材輸出の推進や情報収集・宣伝普及体制の強化

### 消費者等の理解の醸成

文部科学省と連携しつつ、消費者や青少年等に対する森林環境教育や木育を推進

環境貢献度の評価・表示手法の開発等を推進

国産材の環境貢献度の「見える化」について、環境貢献度の試行・実証を推進

NPO等のネットワーク化を図りつつ、国産材の実需に結びつけていく「木づかい運動」を展開

違法伐採対策として、木材のトレーサビリティを確保する仕組みを構築

本格実施

レギュラーの実施

競争力の高い加工・流通体制の確保

国民生活の様々な分野で木材利用が拡大

エネルギー利用等木質バイオマス利用の定着

国産材の需要量(試算)

・製材 → 2,180万m<sup>3</sup>  
・合板 → 590万m<sup>3</sup>  
・チップ → 1,460万m<sup>3</sup>

# 森林・林業再生プラン実行プログラム(工程表)

H23年度

H24年度

H25年度

5年後(H27年度)

10年後(H32年度)

## 6. 人材育成

### フォレスター制度の創設

フォレスター育成の研修・実務経験

フォレスター育成の研修・実務経験

フォレスター育成の研修・実務経験

フォレスター育成の研修・実務経験

都道府県、国の職員を准フォレスターとして活用(1.5~2千人を研修により確保)

資格試験の検討

資格試験の実施  
フォレスターの認定開始

市町村行政への支援

- ・市町村森林整備計画の策定
- ・森林経営計画(仮称)の認定(H24年度~)
- ・森林施業プランナーへの指導・助言

### 森林施業プランナーの育成・能力向上

森林施業プランナーの育成・能力向上(組織としての集約化施業の実践力アップを図るステップアップ研修の実施等)

H23年度までに基礎的な研修を受講した者を約2千人育成

森林施業プランナーを認定する仕組みの導入、認定開始

森林施業プランナーによる集約化・合意形成の推進

森林施業プランナーが中心となって森林経営計画(仮称)を作成

### 現場の技術者・技能者の育成

丈夫で簡易な森林作業道の作設に必要な森林作業道作設オペレーターの育成

~H25年度  
までに5千人

丈夫で簡易な林業専用道の作設に必要な設計者・監督者の育成

フォレストマネージャー  
(統括現場管理責任者)  
等の登録・認定制度の  
創設

段階的・体系的な  
研修、業務経験

段階的・体系的な  
研修、業務経験

段階的・体系的な  
研修、業務経験

段階的・体系的な  
研修、業務経験

フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)等の登録・認定の実施

林業事業体の人事管理マニュアル、チェック  
リストの作成、配布

### 木材の加工・流通・利用分野における人材育成

素材流通に関するコーディネートを担当する人材の育成

木造住宅や大規模木造建築の設計者など木造建築に関わる人材の育成

### 人材育成体制の構築

国、地方公共団体、大学等が連携して人材育成体制構築

国有林のフィールド、技術を活用

レポートの実施

市町村の行政をサポートするフォレスター、施業集約化と森林経営計画(仮称)の作成を担う森林施業プランナー、森林作業道の作設を担うオペレーター、川上の供給と川下の需要をコーディネートする人材等、林業再生に必要な人的資源が充実

フォレスター  
2~3千人

森林施業プランナー  
約2千人

森林作業道作設オペレーター等  
約5千人

フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)等  
約5千人